欧州特許庁（EPO）審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌についての拡大審判部審決を公表

２０２５ 年 ６ 月 ２６ 日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2025 年 6 月 18 日、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌に関して技術審判部から付託された質問を受けた拡大審判部の審決（G 1/24）を公表し、同庁ウェブサイトにて本件に関するプレスリリースを公表した。

１．背景

PHILIP MORRIS PRODUCTS SA（以下、PHILIP MORRIS という。）は、いわゆる加熱式電子タバコにおいて、紙巻タバコのようにユーザーが直接炎を接触させてしまうことを課題として、特に、エアロゾル発生物品がエアロゾル形成材料の“gathered sheet”からなるエアロゾル形成基体を含み、エアロゾル形成基体が炎バリアとしての役目をする熱伝導性シートによって半径方向に取り巻かれるという発明特定事項等を備えた発明の特許権（EP3076804B1）を取得した。

Yunnan Tobacco International Co., Ltd.（以下、Yunnan Tobacco という。）は、2020 年 4 月 30 日に、新規性又は進歩性を有しないとして、異議を申し立てた。なお、新規性、進歩性を否定する先行技術文献（EP2368449A1）は、国際予備審査段階において EPO が引用して新規性、進歩性ありと判断した文献（US2011/0192408A）のパテントファミリーである。

異議部は、2021 年 12 月 23 日に、Yunnan Tobacco が提出した文献には、“gathered sheet”の構成が開示されていないため、新規性を否定するものではないと判断した。異議部は、“gathered sheet”を、裁縫技術の“gathering”に類似されるように、シートが幾何学的により複雑な形状に変更されることを示唆するものとして解釈した（異議部の決定の 7.2）。

Yunnan Tobacco は、“gathered sheet”は明確でないため明細書の記載を参酌しなければならず、明細書の段落[0035]には、たばこ材料シートが、巻き込まれ、折り畳まれ、または他の方法で圧縮されている、という記載があることから、明細書によると“gathered sheet”は軸に垂直な方向に変形されたいかなるシートをも含むものである、といった旨を主張したが（異議部の決定の 7.3.1）、異議部は、タバコ物質の“gathered sheet”はタバコ業界で広く利用されており、“gathered sheet”は明確かつ技術分野で合意された意味を持つと判断した（異議部の決定の 7.4.1）。

Yunnan Tobacco は、2022 年 4 月 21 日に、“gathered sheet”は明確かつ技術分野で合意された意味を持つとは根拠のない主張であること、出願書類の定義を利用することの判例を無視していること、などの点から審判請求を行った（審判請求書の 7 ページ目の summary 1., 4.）。

技術審判部は、2024 年 6 月 24 日に、中間決定を下した（T 0439/22）。技術審判部は、“gathered sheet”は、当業者がそれ単独で見た場合には、3 次元空間を占めるように折りたたまれたシートを定義しているものと理解されるため、新規性を有するものと言えるが（中間決定の 1.1）、明細書で用語の定義を行っていることは、特許権者が出願書類を記載する際において、“gathered sheet”が一般的な意味を有しないことを示しており（中間決定の 1.2）、明細書の定義に基づくと請求項には様々な代替形態が含まれ、新規性を有しないこととなる、と検討した（中間決定の 1.3）。ここで、技術審判部は、拡大審判部に以下の 3 点の質問を付託した。

① EPC 第 52 条から第 57 条[1]に基づき発明の特許性を評価する際、クレームの解釈について EPC 第 69 条第 1 項第 2 文[2]及び EPC 第 69 条の解釈に関する議定書第 1 条[3]を適用するか？
② 特許性を評価するためにクレームを解釈する際、明細書及び図面を参酌してもよいか？参酌する場合、これは一般的に行ってもよいか、当業者がクレームを単独で読み、不明確又は曖昧であると判断した場合にのみ行ってもよいか？
③ 特許性を評価するためにクレームを解釈する際、明細書に明示的に記載されている、クレームで使用される用語の定義又は類似の情報を無視してもよいか？また、無視できるのはどのような条件か？

２．拡大審判部の審決

質問 3 は、質問 2 に包含されるため、質問 1 と質問 2 のみに回答を行う（審決の 1.-3.）。

（１）質問 1 について

EPC の条文においては、特許性を評価する際のクレーム解釈の根拠について、明確な法的根拠が存在しないため（審決の 6.-9.）、質問 1 に対する回答は「いいえ」となる（審決の 9.）。

---

[1] 第 52 条 特許を受けることができる発明、第 53 条 特許性の例外、第 54 条 新規性、第 55 条 新規性に影響を与えない開示、第 56 条 進歩性、第 57 条 産業上の利用性

[2] EPC 第 69 条 保護の範囲
(1) 欧州特許又は欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するために用いられる。
(2) （略）

[3] EPC 第 69 条の解釈に関する議定書第 1 条 一般原則
第 69 条は、欧州特許によって付与される保護の範囲は、クレームに使用されている文言の厳密な文字通りの意味によって定義されるものと理解され、明細書及び図面はクレームに見られる曖昧さを解消する目的でのみ使用されることを意味するものと解釈されるべきではない。また、クレームはガイドラインとしてのみ機能し、実際に付与される保護は、当業者が明細書と図面を検討した結果、特許権者が予期した範囲にまで及ぶ可能性があることを意味するものと考えるべきではない。それどころか、特許権者のための公正な保護と第三者のための合理的な程度の法的確実性とを両立させる、この両極端の間の位置を定義するものと解釈されるべきである。
https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/protinta69.html

（２）質問 2 について

審判部の判例から、クレーム解釈については次の原則を導くことができる（審決の 12.)。

１）クレームは、EPC 第 52 条から第 57 条に基づき、発明の特許性を評価するための出発点であり、基礎となる。

２）クレームを解釈する際には、不明瞭性や曖昧性がある場合だけでなく、常に明細書及び図面を参照する。

質問 2 の「不明確又は曖昧であると判断した場合にのみ行ってもよいか」との点は、原則２）から否定される（審決の 14.)。原則２）に反した判例は、EPC 第 69 条の文言に反するとともに、EPC 加盟国の国内裁判所の慣行や統一特許裁判所の慣行にも反する（審決の 15.)。拡大審判部は、EPO を経た後の裁判所の慣行と相反することは魅力的ではないと考えており、EPC の背景にある調和の理念に賛成する（審決の 16.)。

質問 2 への回答は、クレームを解釈する際には、明細書及び図面は常に参酌されるものであり、不明確性や曖昧性がある場合に限らない、となる（審決の 18.)。この結論は、UPC 控訴裁判所の下した NanoString Technologies v. 10x Genomics 事件に対する考え方と整合している（審決の 19.)。

以上の検討とともに、以下のとおり、審決が示された。

「クレームは、EPC 第 52 条から第 57 条に基づく発明の特許性の評価の出発点であり、基礎となる。EPC 第 52 条から第 57 条に基づく発明の特許性を評価する際には、クレームを解釈するために、常に明細書及び図面を参照しなければならない。これは、当業者がクレームを単独で読んだ場合に不明確または曖昧であると認めた場合に限らない。」

３．審決の影響

本審決により、新規性・進歩性等の特許性を評価する際に、「常に」明細書及び図面を参照してクレームを解釈しなければならないことが示された。クレームの記載と明細書及び図面の記載との対応に一層注意して、それぞれをドラフトすることが求められる。

また、UPC 等の裁判所の判断との調和の姿勢が言及された。UPC 等の裁判所での判断手法が、EPO の審査に影響を与える可能性があることを意識しておく必要がある。

－EPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（EPO のニュースリリース）

https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/press-communique-18-june-2025-concerning-decision-g-124-heated-0

（拡大審判部の審決　G 1/24）

https://link.epo.org/web/case-law-

appeals/Communications/G_1_24_Decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_18_June_2025.pdf

（技術審判部の中間決定　T 0439/22）
https://www.epo.org/boards-of-appeal/decisions/pdf/t220439eu1.pdf

（審判請求書）
https://register.epo.org/application?documentId=L2A32SP717YRHRL&number=EP14806330&lng=en&npl=false

（異議部の決定）
https://register.epo.org/application?documentId=KXES5GYH38K4KDC&number=EP14806330&lng=en&npl=false

－拡大審判部への質問付託時の欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- EPO 審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌について拡大審判部に付託（2024 年 7 月 1 日）（PDF）

（以上）